

## 2-2 商標登録料金とその納付方法

商標権の設定の登録を受ける者は、(国に属する商標権を除き)法律で定めた登録料を納付しなければなりません。

納付すべき商標登録料は以下のとおりです。

一括納付の場合 区分数×28,200円(10年分)

分割納付の場合 区分数×16,400円(5年ごと前期、後期)

納付すべき料金の額は、[「産業財産権関係料金一覧」](#)にも掲載されています。

設定登録料は、以下のいずれかの方法により納付します。事前手続きが必要な納付方法もありますので、ご注意ください。

### 1. 商標登録料納付書に特許印紙を貼付して納付する。(書面手続のみ)

所定の様式で作成した[商標登録料納付書\(2-3\)](#)の下部の空欄に、特許印紙(収入印紙や登記印紙と間違わないようにしてください。)を貼付して納付する方法です。貼付した特許印紙には割印や使用済みのチェックはしないで下さい。

### 2. 予納制度を利用して納付する。(書面、オンライン手続)

納付すべき登録料等の見込額をあらかじめ特許印紙により特許庁に納付しておき、個々の納付に当たってその見込額から料金を引き落とすように記載する制度です。事前手続き等の詳細については、[「出願の手続き-第五節 予納による手数料及び特許料等の納付」](#)をご覧ください。

商標登録料納付書には以下の項目の記載が必要です。また、書面による手続の場合、納付者の欄には押印又は識別ラベルの貼付が必須です。

- ・
- ・ (略)
- ・

#### 【登録料の表示】

【予納台帳番号】 ○○○○○○

【納付金額】

### 3. 現金納付制度を利用して納付する。(書面手続のみ)

特許庁が交付した「納付書」により、日本銀行の歳入代理店等に振り込んだ「納付済証(特許庁提出用)」を設定登録料納付書に添付して納付する制度です。

手続き等の詳細については、「出願の手続き-第六節 現金納付制度(電子現金納付を含む)」をご覧ください。

### 4. 電子現金納付制度を利用して納付する。(オンライン手続)

インターネットによる財務省の電子現金納付システムを利用して設定登録料を納付する方法です。インターネット出願ソフトを介して、納付書番号の取得から設定登録料の納付までの一連の手続をオンラインで処理することができます。事前に電子証明書の入手やインターネット出願ソフトのダウンロード等が必要です。

手続き等の詳細については、[「出願の手続き-第六節 現金納付制度\(電子現金納付を含む\)」](#)をご覧ください。

5. 口座振替制度を利用して納付する。(オンライン手続のみ)

特許庁への口座振替が可能な金融機関に口座を開設し、申出人(納付者)・金融機関・特許庁の三者間契約に基づいた登録をすることにより、特許庁が申出人(納付者)の口座から意匠登録料納付書に記載された金額を引き落とす方法です。事前に口座振替の「申出書」を提出し、「振替番号」を取得する必要があります。

手続き等の詳細については、[「出願の手続—第七節 口座振替制度」](#)、[「口座振替による納付\(取扱金融機関一覧\)」](#)、[「口座振替による納付\(F A Q\)」](#)、[「口座振替申出書・解約届書式一覧」](#)をご覧ください。

6. 包括納付制度を利用して納付する。

個々の出願番号などの事件を特定しない「包括納付申出書」を特許庁長官に提出することにより、案件ごとに登録料納付書を提出することなく申出人の予納台帳または指定銀行口座振替により登録料を徴収し、商標権の設定の登録を自動的に行う制度です。

手続き等の詳細については、[「包括納付制度について」](#)をご覧ください。

〈この記事に関するお問い合わせ先〉  
特許庁審査業務部審査業務登録室 商標担当  
電話 03-3581-1101 内線 2712～2713  
e-mail [お問い合わせフォーム](#)